

「就学事務の手引き」改訂の概要について

【改訂の目的】

- ・児童生徒の学びの場を検討・決定する際の総合的判断のために必要な情報を記載できるようにした。
- ・併せて、附属機関の名称変更（「鳥取県就学支援委員会」→「鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会」）を反映した。
- ・就学事務の手続きをより分かりやすく記載した。

【改訂点】

1 個人調査書

現行の項目を残した上で、項目追加及び整理を行った。

2 診断書

資料様式 2-1 (視覚障がい用)	○資料様式 2-1～4 【現行】「1 障がい名」「2 起因する疾患・病名・原因」 【改訂】1・2を統合し「1 診断名・疾患・病名」 ○資料様式 2-3 「4 精神・身体症状」の項目について整理 ○資料様式 2-4 「7 ADL 評価」の項目について整理
資料様式 2-2 (聴覚障がい・言語障がい用)	
資料様式 2-3 (知的障がい／自閉症・情緒障がい用)	
資料様式 2-4 (肢体不自由用)	

3 観察票

資料様式 3-1 (視覚障がい用)	○観察者所見について ※知能検査や発達検査等諸検査の結果があれば記載する ※個人調査書の⑩に関連することを含めて記載する
資料様式 3-2 A (聴覚障がい用)	
資料様式 3-2 B (言語障がい用)	
資料様式 3-4 (肢体不自由用)	
資料様式 3-5 (病弱・身体虚弱用)	

4 その他

- ・全体を通して、新附属機関の名称を反映した。
- ・区域外就学に関する手続きや様式について整理した。